

市町村と連携し、長年にわたり地域を支える県内企業の再投資を支援します。

新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）

長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、立地市町村と連携し、県内における再投資を支援します。

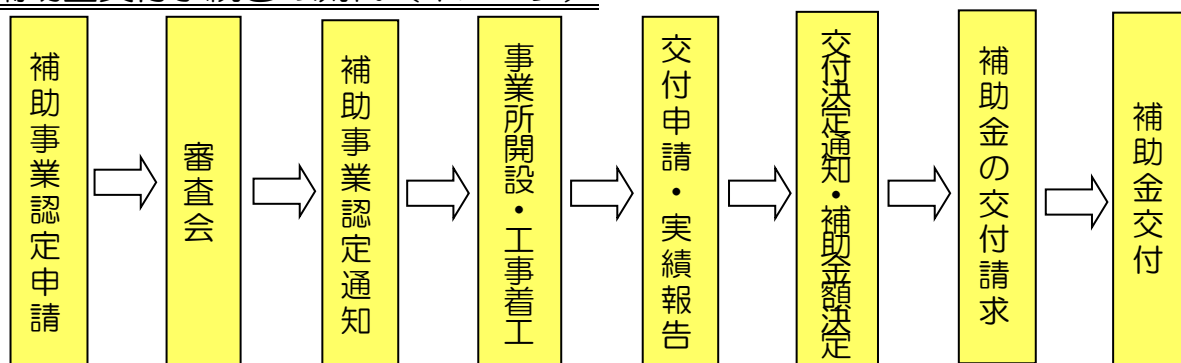
補助対象	20年以上、県内（新設又は増設を行う市町村内）に立地する工場等を有し、同一市町村内において製造業に係る工場・研究所の新設又は増設を行う企業 （※中小企業が工場等を新設又は増設する場合は、市町村を通じた間接補助）	
対象分野	（1）自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 （2）愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種	
交付要件	投資規模要件	大企業：25億円以上 中小企業：1億円以上
	雇用要件	認定申請から支援期間が終了する年度までの間、以下の常用雇用者を維持すること。 大企業：100人以上 中小企業：25人以上
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む）	
補助率	10%以内（県支援分は5%以内）	
限度額	10億円（県支援分は5億円）	
受付時期	工事着工の30日前までに、事業認定申請が必要です。	

※立地市町村において、補助金や奨励金等の優遇措置を受けることが必要です。

※事業について審査会で審査しますので、申請を受けても採択は保証するものではありません。

※1、2とも、操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や5年以内に操業を廃止等した場合、無断で取得財産を売却等した場合等は、補助金返還の対象となります。

補助金交付手続きの流れ（イメージ）



【各地域の区域と愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種の一覧】

【西尾張地域】一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村

- ・輸送機械関連産業 : 11 繊維、16 化学(161,1624,165,166を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274を除く)、28 電子部品、29 電気機械(2962,2973を除く)、30 情報通信機械、31 輸送機械、32 その他(323 時計・同部分品に限る)
- ・繊維関連産業 : 11 繊維、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274を除く)
- ・電気・電子機器関連産業 : 11 繊維、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他(323 時計・同部分品に限る)
- ・機械・金属関連産業 : 11 繊維、16 化学(161,1624,165,166を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送機械、32 その他(323 時計・同部分品に限る)
- ・農商工連携関連産業 : 9 食料品、10 飲料・飼料(105を除く)

【東尾張地域】名古屋市、瀬戸市、半田市、春日井市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

- ・輸送機械関連産業 : 11 繊維、16 化学(161,1624,165,166を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274を除く)、28 電子部品、29 電気機械(2962,2973を除く)、30 情報通信機械、31 輸送機械、32 その他(323 時計・同部分品に限る)
- ・繊維関連産業 : 11 繊維、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274を除く)
- ・機械・金属関連産業 : 11 繊維、16 化学(161,1624,165,166を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他(323 時計・同部分品に限る)
- ・健康長寿関連産業 : 9 食料品、10 飲料・飼料(105を除く)、11 繊維、12 木材・木製品(家具を除く)、13 家具・装備品、14 パルプ・紙、16 化学(161を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、23 非鉄金属、24 金属製品、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送機械、32 その他(323 時計・同部分品、3297 眼鏡に限る)
- ・新エネルギー関連産業 : 11 繊維、16 化学(161,1624,165,166を除く)、21 窯業・土石、22 鉄鋼、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274を除く)、28 電子部品、29 電気機械(2961,2962,2973を除く)、30 情報通信機械、31 輸送機械、32 その他(323 時計・同部分品に限る)
- ・農商工連携関連産業 : 9 食料品、10 飲料・飼料(105を除く)、11 繊維、12 木材・木製品(家具を除く)、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274を除く)、28 電子部品、29 電気機械(2961,2962,2973を除く)、30 情報通信機械、32 その他(323 時計・同部分品、3297 眼鏡に限る)

【西三河地域】岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町

- ・輸送機械関連産業 : 11 繊維、16 化学(161,1624,165,166を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274を除く)、28 電子部品、29 電気機械(2962,2973を除く)、30 情報通信機械、31 輸送機械、32 その他(323 時計・同部分品に限る)
- ・電気・電子機器関連産業 : 11 繊維、21 窯業・土石、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送機械、32 その他(323 時計・同部分品に限る)
- ・機械・金属関連産業 : 11 繊維、16 化学(161,1624,165,166を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送機械、32 その他(323 時計・同部分品に限る)
- ・健康長寿関連産業 : 9 食料品、10 飲料・飼料(105を除く)、11 繊維、12 木材・木製品(家具を除く)、13 家具・装備品、14 パルプ・紙、16 化学(161を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、23 非鉄金属、24 金属製品、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送機械、32 その他(323 時計・同部分品、3297 眼鏡に限る)
- ・農商工連携関連産業 : 9 食料品、10 飲料・飼料(105を除く)、12 木材・木製品(家具を除く)、13 家具・装備品

【東三河地域】豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

- ・輸送機械関連産業 : 11 繊維、16 化学(161,1624,165,166を除く)、18 プラスチック、19 ゴム製品、21 窯業・土石、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274を除く)、31 輸送機械、32 その他(323 時計・同部分品に限る)
- ・繊維関連産業 : 11 繊維、16 化学(161,1624,165,166を除く)、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274を除く)
- ・機械・金属関連産業 : 11 繊維、16 化学(161,1624,165,166を除く)、22 鉄鋼、23 非鉄金属、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、31 輸送機械、32 その他(323 時計・同部分品に限る)
- ・健康長寿関連産業 : 9 食料品、10 飲料・飼料(105を除く)、11 繊維、16 化学(161を除く)、27 業務用機械、28 電子部品、29 電気機械、30 情報通信機械、32 その他(323 時計・同部分品、3297 眼鏡に限る)、711 自然科学研究所
- ・新エネルギー関連産業 : 16 化学(161,1624,165,166を除く)、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274を除く)、28 電子部品、29 電気機械(2961,2962,2973を除く)、30 情報通信機械
- ・農商工連携関連産業 : 9 食料品、10 飲料・飼料(105を除く)、11 繊維、12 木材・木製品(家具を除く)、13 家具・装備品、16 化学、18 プラスチック、24 金属製品、25 はん用機械、26 生産用機械、27 業務用機械(274を除く)、28 電子部品、29 電気機械(2961,2962,2973を除く)、30 情報通信機械、32 その他(323 時計・同部分品、3297 眼鏡に限る)

補助金は、製造業に係る工場・研究所の新設又は増設を対象としていますので、集積業種の下分野に該当しても補助金の対象とならない場合があります。

＜問合せ先＞ **産業立地サポートステーション** 電話 052-954-6372

愛知県産業労働部産業立地通商課内 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県西庁舎7階

FAX : 052-961-7693 Web ページ : <http://www.pref.aichi.jp/ricchitsusho/>

メールアドレス : ricchitsusho@pref.aichi.lg.jp